

# 曾我事務所 ニュース

2023年2月号

## 性的マイノリティー、LGBT…偏見克服は企業にとって喫緊の課題 政府中枢・首相周辺にも多数の偏見者が

政府の中枢にいる首相秘書が性的少数者に対し「見るのも嫌だ。隣に住んでいたら嫌だ。人権や価値観は尊重するが、認めたら、国を捨てる人が出てくる」などと発言し、物議を醸しました。10年前だったらこんなにも大ごとにならなかったのかもしれませんが。しかし現在では、「ホモ」「おかま」「オネエ」「レズ」…これらの言葉は当事者に対する蔑視とみなされるようになりました。しかし、性的少数者に対する偏見は我々の深層心理の中に沈殿しています。当事務所にも性的少数者の採用で相談を受けることがあります。当然ながらLGBTであることを理由に、不採用にはできません。(L…レスビアン 同性を好きになる女性 G…ゲイ 同性を好きになる男性 B…バイセクシャル 両性愛者 T…トランスジェンダー 生物学的・戸籍上などの性と、性自認が一致しない方)

経営者の中にも建前としてはわかっていても当事者に対する偏見がある方がいらっしゃることでしょう。これを克服するには厚生労働省の「多様な人材が活躍できる職場づくりに向けて」を読むだけでは不十分です。

**性的少数者は人口の10%近くいる**といわれています。「左利きの人」あるいは「血液型がAB型の人」と同じくらいの割合です。**この人たちを理解するには当事者の話を聞くことです。**

我々の周りに適当な人を見つけるのは大変です。そこで、当事者である吉澤良尚氏の講演【同性愛者として生まれて】をYouTubeで聞くことをお勧めします(20分程度の動画です)。当事者の訴えを聞き、理解を深めることはこれからの時世、ますます求められてきます。

## 中小企業の運営と、働く人の生活を守る労災保険の特別加入 労災保険の落とし穴対策にもなります

2月9日のセミナーで労働局から**労災保険の未加入事故**の報告がありました。**特に多いのが建設業の事務所の労災**です。建設業中小企業では労災事故は元請けの労災保険を使います。しかし、これは現場の事故のみに対して有効で、例えば**事務所で転倒した、あるいは事務員が銀行へ行く途中の事故などについては現場労災を使えません**。事務所で独自に労災保険に加入していなければ労災保険は使えません。この事務所の労災保険未加入中の事故が多いのです。未加入中でも労災保険からの給付を受けることはできますが、その代わりペナルティーがあります。早めにチェックし当事務所へご相談ください。

### 上乗せ労災はお手軽な労働保険事務組合の「労保連労働災害保険」がおすすめ

上乗せ労災は損保会社が数多くの商品を出しています。まだ労災保険の上乗せ労災に加入していない会社はぜひ労働保険事務組合が運営する労保連労働災害保険に加入されることをお勧めします。建設業の下請けの事業所も加入できます。

社会保険労務士法人 曾我事務所

千葉県花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702

TEL : 043(275)1757 / FAX : 043(275)1758

E-mail: soga@sogaoffice.jp (所長)

: srsogat@sogaoffice.jp (事務所) **【YouTubeチャンネル運営中】**

公式HP: <http://www.sogaoffice.jp>

緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士  
行政書士

曾我 浩

# 令和5年度の各種変更

## 令和5年度の年金額は、昨年度から2.2%引上げ改定

○令和4年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和4年度（月額）	令和5年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金(満額)：1人分）	64,816円	66,250円 （+1,434円）
厚生年金 （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	219,593円	224,482円 （+4,889円）

※国民年金の支給額は満額受給の場合の表示です。  
 ※厚生年金の支給額は、平均的収入(平均標準報酬43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金の給付水準です。  
 （老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））



## 健康保険料、3月（4月納付分）から変更！（協会けんぽ）

協会けんぽでは、毎年3月分（4月納付分）から健康保険料、介護保険料の見直しが行われ、先日、令和5年度の協会けんぽの保険料率が決定されました。医療保険分においては、平均保険料10%が維持され、引き上げとなるのが13支部、引き下げとなるのが33支部となります。介護保険料率は1.64%→1.82%と引き上げられます。

### ～主な支部の健康保険料率は、以下のとおりです～

千葉：9.76% ⇒ ↑**9.87%**      東京：9.81% ⇒ ↑**10.00%**  
 埼玉：9.71% ⇒ ↑**9.82%**      神奈川：9.85% ⇒ ↑**10.02%**  
 茨城：9.77% ⇒ ↓**9.73%**

※介護保険料率は、1.64%から**1.82%**に引き上げられます。

## 令和5年4月1日から雇用保険料が変わります

（赤字は変更部分）

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
一般の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業		<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

【出典】厚生労働省

（枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率）